

白子町監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、白子町職員措置請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和8年3月18日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

第1 請求人 （白子町在住者）

第2 請求の内容

請求人から令和7年10月22日に提出された白子町職員措置請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和8年1月19日白子町職員措置請求書）

<原文まま（個人名を除く）>

白子町長に対する措置請求の要旨

第1 請求の趣旨

- 1 白子町長A（以下「町長」という。）は、白子町地域プロジェクトマネージャーであったB（以下「元職員」という。）に対し、令和7年11月13日付給料等返還請求取消通知書により行った不当利得返還請求権126万円の債権放棄を撤回し、直ちに民事訴訟を含む適切な債権回収措置を講じよ。
- 2 町長は、元職員に対し、支払期限である令和7年5月31日以降現在までに支払いを怠っていることによる遅延損害金として、元本126万円に対し、令和7年6月1日から完済まで年3%の割合による金員の支払いを請求せよ。
- 3 町長は、町に対し、前2項の債権回収を怠り、かつ、違法に取消通知（債権放棄）を行ったことにより町が被った財産上の損害相当額及びこれに対する遅延損害金相当額を支払え。

との措置を講じることを求める。

第2 請求の原因

1 本件措置請求の概要

本件措置請求は、白子町地域プロジェクトマネージャーとして勤務していた元職員が、令和6年10月頃から令和7年2月頃までの約4か月間、勤務時間の約7割を私的なインターネット閲覧に費やしていたことが判明し、町

が、勤務不提供給与相当額 1 2 6 万円について不当利得返還請求を実施したにもかかわらず、町長が監査請求後に、議会の議決も経ず令和 7 年 1 1 月 1 3 日付で取消通知を発出し、当該不当利得返還請求権 1 2 6 万円を消滅させたことについて、その適法性を監査し、必要な是正措置を求めるものである。

2 不当利得返還請求権の発生原因と経緯

(1) 職務専念義務違反に係る事実

元職員は、令和 6 年 1 0 月頃から令和 7 年 2 月頃までの約 4 か月間、勤務時間の約 7 割を株価確認や求人情報検索など私的なインターネット閲覧に費やしていた。

(2) 不当利得返還請求権の内容

元職員は、上記期間において町に対して労務を提供していないにもかかわらず給与の支給を受けており、当該期間に対応する給与相当額 1 2 6 万円は法律上の原因なく受領した利益として不当利得に該当する（民法 7 0 3 条、7 0 4 条）。（返還請求権の発生）

(3) 返還請求

町は、令和 7 年 4 月 3 0 日付返還請求書により債権を確定し、元職員に対し 1 2 6 万円の返還を請求した。（返還請求権の行使）

3 本件請求において対象とする財務会計行為

(1) 財務会計行為

本件で監査対象としている財務会計行為は、町長が元職員に対し、令和 7 年 1 1 月 1 3 日付で発出した給料等返還請求取消通知書により行った、元職員に対する不当利得返還請求権 1 2 6 万円及びその遅延損害金の取消行為である。

(2) 請求取消行為は債権放棄と同義であること

給料等返還請求取消通知書による取消行為は債権を無償で消滅させる債権者の行為であり、債権の放棄と同義である。

したがって、本件取消通知は、町の財産（債権）を消滅させる「財産の処分」に該当し得る。

4 議会議決を欠く債権放棄の違法性（無効）

(1) 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の趣旨

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、「権利を放棄すること」を議会の議決事項としている。

(2) 議会議決の欠缺

本件において、町へ議会への議案提出も、議会の審議・議決も経ずに、町長の独断で不当利得返還請求権 1 2 6 万円を取り消した。

(3) 法令による特別の定め非該当性

本債権放棄につき、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めはない。

(4) 無効

よって、本件取消通知（債権放棄）は、地方自治法第96条第1項第10号に明白に違反し、無効である。

したがって、126万円の不当利得返還請求権は消滅しておらず、依然として存在している。

5 町による回答の破綻

町は、措置請求者からの質問に対し、（1）「職務専念義務違反の根拠が不明確であるため請求内容には根拠がないと判断し請求を取り消した」、（2）「返還請求の根拠が成立しないことで債権は消滅したため債権放棄には該当しない」、（3）「議会の議決も必要ない」などと回答している。

しかし、同回答は、以下に指摘するように法律構成として重大かつ明白な誤りを含む。

（1）「根拠が不明確＝債権が当然に消滅」とはならない

債権が消滅するためには、弁済、相殺、免除、時効完成等の法的な消滅原因が必要である。行政の内部判断のみよる「根拠が不明確」「成立しないと判断」といった評価のみで当然に債権が消滅することはない。

よって「消滅したから放棄ではない」という論理は、消滅原因を欠いている。

（2）取消通知は「債権放棄」に当たること

町自身が「債権放棄ではない」と述べつつ、本人宛に取消通知なるものを発出している以上、実体は債務免除に該当する。そして、債務免除は債権放棄と同義である。

（3）議決不要とする法的根拠がないこと

町の回答によれば、本件取消通知（債権放棄）につき議会議決を要しないとするものの、その根拠として「地方自治法第何条に基づく」といった具体の条文を特定できておらず、議会議決を不要とする法的根拠が全く提示されていない。

地方自治法第96条第1項第10号は、法令または条例に特別の定めがある場合を除き、「権利の放棄」を議会の議決事項としている。したがって、議会議決を不要とするのであれば、例外に当たることを基礎づける法令上の根拠を具体的に示す必要がある。

にもかかわらず根拠の提示がないまま、議会の関与を排除して本件の権利放棄を適法と主張することは、議会による民主的統制を空洞化させるおそれが大きく、到底是認することはできない。

この点において、とりわけ議員選出監査委員においては、町執行部による議会軽視について強く指弾すべきである。

（4）「根拠不明」は債権消滅事由でないこと

町は、元職員による非違行為の存在自体は認めつつ、返還請求について「根拠が明確ではなかった」旨主張する。

しかし、「根拠が明確でない」ことが、当然に債権消滅原因にはならない。根拠に不明確さがあるのであれば、請求根拠を明確化するために、勤務実態

の確認、ログ等客観資料の精査、関係人への聴取など必要な調査を実施し、返還額を精査すべきである。

また、少なくとも元職員自身が「1日の1/3程度」について非違行為を認めている以上、返還請求権の存在については、債権者(町)・債権者(元職員)の双方が、少なくとも一部について争いがないことになる。したがって、仮に全額について検討を要するとしても、「根拠不明」を理由に債権全体を消滅させたかのように扱うことはできない。

必要な調査を尽くさないまま「根拠不明→債権消滅」と整理し、債権を放棄することは、財産の適正管理の観点から明らかに不当であり、町長の裁量の範囲を逸脱する違法な財務会計行為となる。

6 詳細な実態調査の必要性

本件の主要な争点は、①労務不提供に基づく不当利得の成否およびその範囲、②監査請求後に行われた取消通知に至る経緯、③議会議決の欠缺の当否、の三点にある。

とりわけ本件は、公益通報を契機として発覚した事案である。したがって、公益通報者への意見聴取を含む関係人調査を尽くさずに、事実関係を十分に把握できるとは考え難い。

この点、請求人による公益通報関係文書の開示請求に対し、町は、部分開示理由に「公益通報制度の実効性が損なわれる」旨を述べている。しかし、令和6年12月20日付の内部公益通報を約2か月にわたり放置し、その後も必要な調査を尽くさないまま、監査請求を回避するかのように安易に債権放棄を行うことこそ、公益通報制度の実効性を損ない、公益通報者に対する背信的行為に当たると言わざるを得ない。

実際、町は、内部公益通報があったにもかかわらず、元職員や公益通報者に対する詳細な意見聴取・事実調査を怠った。その結果、元職員に対する不利益処分に関する審査請求の裁決書(千葉県市町村公平員会)において、「懲戒処分の対象となる非違行為については厳格な認定が必要である」とされているにもかかわらず、必要な調査を怠ったため、「令和7年1月27日の調査結果に基づく同日の職務専念義務違反のみ」を非違行為として認定されるにとどまり、約4か月間にわたる非違行為については証拠が否定される結果となった。懲戒処分対象とされた非違行為が4か月から1日のみとなったことで、町は敗訴的採決を受けた。

さらに、本件関係人への調査は町執行部に限らず監査委員においても不十分である。令和7年10月22日付白子町職員措置請求においても、元職員や公益通報者ら関係人への調査が行われていない。関係人調査を行わないままでは、監査請求の妥当性を判断するための前提となる事実認定が成り立たない以上、本件においては、関係人に対し必要な調査を尽くした上で監査結果を示すべきである。

なお、請求人が過去に行った職員措置請求においては、旧中里プール不法占有事件、監査事務部局による情報漏洩事件、自販機無償設置事件、固定資

産税賦課懈怠事件のいずれでも、元町長・職員・利害関係人を含む関係人調査が実施されている。これらに比して、本件のみ元職員らの調査を行わない合理的理由は見当たらず、調査が尽くされているものとは到底言えない。

以上より、本件措置請求において関係人調査を行わないことは、監査委員としての任務懈怠の疑いすら生じさせるものであり、監査委員は関係人調査を含む詳細な実態調査を実施した上で、判断を示すべきである。

7 監査請求期間について

本件取消通知は令和7年11月13日付であり、地方自治法第242条第2項本文の期間制限内である。

8 結論

以上のとおり、本件取消通知（債権放棄）は議会議決を欠き無効であり、町の「放棄には当たらない」「議決不要」とする回答も法的に破綻している。よって、地方自治法第242条第1項に基づき、町長に対し第1記載の措置を講じるよう厳正な監査を求める。

9 補足

（1）前回請求との区別（同一対象の判断枠組み）

住民監査請求については、先の監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは、原則として許されないと解される（最高裁昭和62年2月20日判決）。そして、同一対象該当性は、主張する違法事由や提出資料が異なるか否かではなく、監査対象となる「財務会計上の行為」又は「怠る事実」が同一か否かにより判断される。

本件は、前回請求が対象とした「債権回収懈怠（怠る事実）」ではなく、令和7年11月13日付取消通知による債権放棄という新たに行われた別個の財務会計行為の適法性を対象とするものであることから、適法な措置請求であることを念のため付言する。

（2）請求原因・対象債権の取り違えを厳に戒めること

本件の請求原因としている財務会計行為は、労務不提供期間における給与相当額126万円の不当利得返還請求権に係る令和7年11月13日付取消通知に基づく「債権放棄」である。

（3）監査委員が法を理解せず適切に監査しないことの危険

監査委員が請求原因や法的根拠を誤認し、議会議決を欠く債権放棄を看過するならば、本来回収されるべき町の財産（126万円及び遅延損害金相当額）が失われ得る。

これは監査委員制度の趣旨（違法・不当な財務会計行為の是正）に反する。

（4）誤った監査により無用な住民訴訟を招き、時間・費用を浪費すること

監査段階で違法・相当な審査と是正が行われなことは、結果として住民訴訟に発展し、監査請求人（原告）と町（被告）の双方に無駄な時間と費用を生じさせる。

監査委員は、訴訟に発展させないためにも、法と証拠に基づく適正な調査

を実施し、監査を尽くすべきである。

(5) 専門的検討を尽くした上で監査結果を出すこと

本件に限らず、住民監査請求は、事実認定と法令解釈を前提とする法的な判断が必要であるところ、これまで繰り返し指摘してきたとおり、貴監査委員においては、請求原因を取り違えるなど、基礎的な事実認定や法的評価に関する誤りが散見される。

その結果、これまでの住民訴訟においても、貴監査委員の判断ないし主張は裁判所において全く採用されていない。

貴監査委員が法令解釈を誤り、また必要な調査を尽くさずに不合理な監査結果を示すことは、違法・不当な財務会計行為の是正を妨げ、町の財産の毀損を招き得る。

さらに、監査段階で適正な是正が行われない場合、住民訴訟へ発展することにより、町政全体の信頼も損なう。

したがって、貴監査委員は、町の財産及び住民監査制度の信用を保持するためにも、必要に応じて専門家等の意見も踏まえつつ、法と証拠に基づく合理的な審理・判断を尽くした上で、監査結果を示すべきである。

貴監査委員の職責と社会的信用を損なわないためにも、結論ありきの形式的・表面的な判断に終始することなく、誤りを繰り返さないよう、適正な監査を強く求めるものである。

第3 請求の内容（要旨）

以上のとおり、請求人は、令和7年11月13日付け給料等返還請求取消通知書による「不当利得返還請求権126万円の債権放棄」が違法であるとして、債権放棄の撤回、遅延損害金の請求、町長個人の損害賠償、を求める措置を請求している。

第4 結論

本件白子町職員措置請求（住民監査請求）は、地方自治法第242条に基づく住民監査請求としての要件を欠き、不適法であるため却下する。

第5 却下理由

(1) 前回請求と実質的に同一であり、重複請求として不適法である。

請求人は、令和7年10月22日付け白子町職員措置請求（住民監査請求）において、給与返還債権126万円の回収義務違反（怠る事実）を主張し、監査委員は令和7年12月19日付けでこれを棄却した。

今回請求は形式上「債権放棄の取消」を対象とするが、対象債権（給与返還債権126万円）、主張する違法事由（債権回収義務違反）、求める措置（債権回収の実施）、は前回請求と一致する。

最高裁昭和62年2月20日判決では、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査

請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」とし、「主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」としている。

よって、本件請求は「再度の監査請求（重複請求）」として不適法である。

（２）住民訴訟が係属中であり、監査委員は審査権限を失っている。

請求人は、前回請求の監査結果を受け、令和８年１月９日付けで住民訴訟（給与返還等請求事件）を千葉地方裁判所に提起している（令和８年（行ウ）第３号）。

住民監査請求は住民訴訟の前置手続きであり、訴訟係属後に同一の違法事実について監査委員が再度判断することは制度趣旨に反し、審査権限を失う。

本件請求は、実質的に住民訴訟で審理されている事項と同一であるため、監査委員が審査する実益はなく、審査権限を欠く。

第６ 総合判断

以上のとおり、重複請求及び住民訴訟係属中という点から、本件白子町職員措置請求（住民監査請求）は地方自治法第２４２条に基づく要件を欠き、不適法である。

よって、本件請求を却下する。

以上